

○厚生労働省令第四十五号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保等に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第三十二条第三項の規定に基づき、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

厚生労働大臣 根本 匠

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等に関する省令の一部を改正する省令

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等に関する省令（平成十六年厚生労働省令第八十七号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(立入検査等を行わせる職員の条件)</p> <p>第一条 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(以下「法」という。)第三十二条第三項に規定する厚生労働大臣が発する命令で定める条件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において工業化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、三年以上分子生物学的検査の業務に従事した経験を有する者</p> <p>三 (略)</p>	<p>(立入検査等を行わせる職員の条件)</p> <p>第一条 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(以下「法」という。)第三十二条第三項に規定する厚生労働大臣が発する命令で定める条件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において工業化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上分子生物学的検査の業務に従事した経験を有する者</p> <p>三 (略)</p>

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。